

大分県被災地域小規模  
事業者持続化支援事業  
費補助金公募に係る  
Q&A

令和5年7月7日 ver.2

大分県商工労働部商工労働企画課

## 1. 補助対象者について

Q1-1	令和5年7月7日からの大雨の影響を受けた小規模事業者が今回の補助対象者となっていますが、どの程度、影響を受けていれば補助対象者になりますか？
A1-1	<p>建物や機器の損壊など事業用資産が直接的に被害を受けた場合のほか、例えば、取引先の被災による発注の減少や、旅行キャンセルによる観光客の減少などによって売上が減少しているような場合（間接被害）も対象になります。直接被害の場合、罹災証明書・被災証明書の写しの添付、もしくは、被災の状況が分かる写真の添付が必要です。</p> <p>また、間接被害の場合、令和5年7月7日からの大雨による売上減を証する公的書類（セーフティネット保証4号にかかる地元市町村発行の「認定書」など）の写しの添付、もしくは、「被災状況調書（様式1-2）の所定の欄に間接被害の状況の記入が必要です。</p> <p>なお、審査において、直接被災の事業者には、政策的観点から加算されます。</p>

Q1-2	当社は日田市に事業所がありますが、本店の登記は大分市でしています。この場合、「令和5年7月7日からの大雨の影響を受けた地域に所在する小規模事業者」として申請できますか？
A1-2	日田市に事業所があれば、本店の登記場所が他地域でも申請可能です。

Q1-3	<p>以下のような場合でも応募できますか？</p> <p>本事業に応募を考えているのと同じ内容で、国や県が助成する他の制度（補助金、委託費等）にも応募する場合。あるいは、同一内容で既に採択を受けて事業を実施している場合。</p>
A1-3	同一の事業内容で、県が助成する他の制度（補助金、委託費等）への応募はできませんし、既に採択を受けている場合も応募できません。いずれの制度を活用するかご検討の上、いずれか一つにのみご応募ください。

Q1-4	商工会・商工会議所（以下、「商工会等」）の会員でなければ、応募できませんか？
A1-4	会員、非会員を問わず、応募可能です。

Q1-5	経営コンサルタントを営んでいますが、応募は可能ですか？
A1-5	士業（弁護士、税理士、行政書士、弁理士、社会保険労務士等）や経営コンサルタントについては応募が可能です。

Q1-6	「常時使用する従業員」の範囲はどう考えればいいですか？
A1-6	本事業では、従業員の数に会社役員（従業員との兼務役員は除く）および個人事業主本人は含めないものとします。また、一定条件のもと、雇用契約期間の短い者や、正社員よりも所定労働時間・日数の短い者は、パート労働者として「常時使用する従業員」の数には含めないものとします（詳細については、公募要領 P.5 をご覧ください）。

Q1-7	これから開業する人は対象となりますか？
A1-7	創業予定者は対象外です。

Q1-8	「みなし大企業」は対象外とのことですが、どういうものですか？
A1-8	株主・出資者や役員構成に一定割合以上、大企業が占めている場合には、大企業とみなし、本事業の補助対象外とするものです。詳細については、公募要領 P.26 をご覧ください。

## 2. 補助対象事業・経費について

Q2-1	既に実施した取組や、これからすぐに実施する取組も補助対象となりますか？
A2-1	<p>交付決定日（＝採択後に受け取る交付決定通知書の日付）以降に発生した経費が補助対象であり、その前の取組にかかる経費は、補助対象外となります。【採択結果発表日でないことにご留意ください。】</p> <p>ただし、本事業では、特例として令和5年7月7日以降に発生した設備等の復旧を含む、販路開拓等に向けた取組や、業務効率化（生産性向上）に向けた取組については遡って補助対象経費として認められます。</p>
Q2-2	大雨で損壊した設備・施設の復旧工事に要する経費や、大雨で破損した物品の買換えに要する経費は対象になりますか？
A2-2	本事業は、経営計画等に基づく、施設・設備の復旧を含む販路開拓の取組や業務効率化（生産性向上）に向けた取組に要する経費が対象となるもので、販路開拓等に向けた取組を伴わない、単なる被災した施設等の復旧や物品の買換えは対象になりません。
Q2-3	震災後に公的融資を受けているが、この補助金に申請できますか？また、他の補助金との併用はできますか？
A2-3	<p>公的融資を受けている場合でも申請できます。</p> <p>ただし、同一内容の事業について、県等が助成する他の補助金・委託費等と併用はできません。（重複応募も不可）</p>
Q2-4	「汎用性があり目的外使用になりうるもの」とは、具体的にどのようなものですか？
A2-4	パソコンや文房具等の事務用品等の消耗品代などです。

Q2-5	海外での事業は対象となりますか？
A2-5	海外市場を開拓する事業であれば対象となり得ます。

Q2-6	商品陳列棚の購入で補助金を申請したいのですが、どの費目で申請すればよいですか？
A2-6	機械装置等費となります。

Q2-7	ホームページ制作は対象となりますか？
A2-7	販路開拓が目的であれば、対象となり得ます。(ウェブサイト関連費)

Q2-8	ホームページ作成を業者に依頼する場合の経費区分は何ですか？
A2-8	ウェブサイト関連費です。

Q2-9	販路開拓の取組を行ううえで、車両の購入が必要ですが、補助対象になりますか？
A2-9	「事業の遂行に必要不可欠であり、もっぱら補助事業で取り組む特定の業務のみに用いる車両の購入」に必要な経費は「車両購入費」として対象となり得ます。車両購入を補助対象経費に計上しようとする場合には、申請の際に、「車両購入の理由書」(事業採択要領参考様式)の提出が必須です。理由書に、「車両の購入が必要不可欠な理由」「当該車両の具体的な使用内容」を記載するとともに、購入予定車両の情報を記入のうえ、見積書あるいはカタログ等の添付が必要です。

Q2-10	中古書籍の購入は補助対象となりますか？
A2-10	<p>事業遂行に必要な図書等の購入費用は「資料購入費」です。（単価が 10 万円（税込）未満であること、購入する部数は 1 種類につき 1 部であることが条件です）。</p> <p>なお、中古書籍の購入は、「同等の中古書籍」の 2 社以上（個人は不可）からの相見積（古書販売業者のネット通販サイトのコピーでも可）が実績報告時に提出できる場合に限り、補助対象となり得ます。</p>

Q2-11	被災した建物を建替えようと思いますが補助対象になりますか？
Q2-11	補助対象は、建物の内装改修や補修等を想定していますが、建物被災の状況に応じて、建替えが補助対象となる場合があります。

Q2-12	採択された経営計画や事業計画が計画どおりにできない場合はどうすればいいですか？
A2-12	<p>経営計画や補助事業計画のとおりに進まず変更を要する場合は、事前に大分県知事の承認が必要です。（ただし、一部の軽微な変更の場合は除きます）</p> <p>計画変更を行わないまま、補助事業完了後の実績報告の際に、取組内容が計画と異なっていることが判明すると、当該取組が補助対象とならない場合がありますので注意してください。</p>

Q2-13	補助対象経費の支払は銀行振込が大原則となっていますが、現金払は認められないのですか？
A2-13	<p>支払は、補助金執行の適正性確保のため、極力銀行振込方式でお願いします。現金払も一部で可能ですが、補助金執行の適正性確保のため、旅費を除き 1 取引 10 万円以上（税抜き）の支払は現金払不可です。</p> <p>ただし、台風の影響で届出印等を紛失した場合など銀行振込できない場合はこの限りではありません。</p>

### 3. 様式（書式）の記入や提出の方法について

Q3-1	（様式2）経営計画書兼補助事業計画書の「主たる業種」は、何をもとに選べばいいですか？
A3-1	「日本標準産業分類」を確認のうえ、公募要領 P.24～25 の業種分類に基づきご記入ください。自社がどの分類に該当するかを調べるには、総務省ホームページをご参照ください。 ※総務省「日本標準産業分類」ホームページ <a href="http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toutu01_03000023.html">http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toutu01_03000023.html</a>

Q3-2	（採択要領・様式2-2）収支予算書の「支出項目（経費区分）」の入力の仕方を教えてください。
A3-2	公募要領に記載した経費内容①～⑫の費目で、入力する必要があります。流れとしては、まず採択要領・別紙2の「補助申請額経費明細書」（エクセル）を作成→収支予算書（様式2-2）を作成→作成した予算書のとおり、電子申請システムに入力となります。費目については、公募要領 P.10～12 を参照してください。

Q3-3	県の補助金は円単位で入力できるのか
A3-3	千円未満は切り捨てとなります

Q3-4	採択要領・様式3（事前確認書兼事業支援計画書）は、商工会等が記入することになっているが、非会員でも書いてもらえますか？
A3-4	会員、非会員に関わらず対応いただけます。 なお、この採択要領・様式3の提出は必須ですので、ご注意ください。

4. (交付要綱・様式1) 交付申請書「5. 補助事業に関して生ずる収入金に関する事項」(収益納付) について

Q4-1	収益納付額とはなんですか？計算方法を教えてください
A4-1	<p>「大分県被災地域小規模事業者持続化支援事業費補助金交付要綱」等の規定により、補助事業（補助金の交付を受けて行う事業）の結果により収益（収入から経費を引いた額）が生じた場合には、補助金交付額を限度として収益金の一部または全部に相当する額を大分県へ返納していただく場合があります（これを「収益納付」と言います）。</p> <p>本補助金については、事業完了時まで直接生じた収益金について、補助金交付時に、交付すべき金額から相当分を減額して交付する取扱いとなります。</p> <p>詳細は、公募要領 P.29【参考7】収益納付について をご確認ください。</p> <p>収益納付額の計算方法は下記のとおりです。</p> <p>収益納付額(F) = 収益額(C) × 補助金額(A) / 補助対象経費(B)</p> <p>補助金額(A) = 様式2-2 収支予算書に記載の「県補助金」額</p> <p>補助対象経費(B) = 様式2-2 収支予算書に記載の支出合計額</p> <p>補助事業に係る収益額(C) = 補助事業期間における当該事業の収益額 = 収入額(D) - 除外額(E)</p> <p>収入額(D) = 売上高 - 製造原価等</p> <p>除外額(E) = 収益納付に係る補助対象経費</p>

- (例) ①補助金で、機械装置（補助対象経費：30万円(E)）を購入した。  
収益納付対象にならない新商品A宣伝用チラシを45万円発注し、補助対象経費合計額は75万円(B)であった
- ②当該機械装置で原価等（補助対象外経費：40万円）をかけて、新商品を生産した。
- ③補助事業終了日までに79万円(売上高)を売り上げた。

補助金額 (A)	補助対象 経費 (B)	補助事業に係る 収益額 (C)	収入額 (D) 除外額 (E)	収益納付 額 (F)
375,000	750,000	390,000 (D) - 300,000 (E) = 90,000	収入額 売上高 790,000 - 製造原価 400,000 = 390,000 (D) 除外額 300,000 (E)	45,000



## 5. 申請・各種手続きについて

Q5-1	申請～計画採択～事業完了までの流れを教えてください。
A5-1	<p>大まかな流れは公募要領 P.31 の事業実施の流れ（図）をご参照ください。まずは管轄の商工団体に相談してください。</p> <p>①経営計画書兼事業計画書等必要書類の作成・提出（申請者→県）          ②採択審査及び採択通知（県→申請者）※採択者のみ          ③補助金交付申請（申請者→県・市）※県あてには便宜上①のシステム入力の際に申請いただくこととしています（採択されれば正式受理とします）          ④交付決定通知（県・市→申請者）          ⑤事業実施に着手（申請者）          ⑥（事業完了後）実績報告書の提出（申請者→県・市）          ⑦現地確認・補助金の額の確定通知（県・市→申請者）          ⑧補助金額の支払（県・市→申請者）</p>

Q5-2	補助事業の実施期間はいつまでですか？
A5-2	令和6年2月1日までです。その間に行われた代金支払等が補助対象となりますので、実施期間内に契約をしても代金支払（口座からの引き落とし）が補助対象期間以降の場合等は、補助対象となりません。

Q5-3	補助金により取得した財産を処分（譲渡、担保、廃棄、目的外使用等）しようと思います。
A5-3	<p>補助金により取得した財産のうち、取得価格50万円（税抜き）以上の財産を処分しようとする場合は、あらかじめ大分県知事の承認を受けることが必要です。</p> <p>ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号、以下、「大蔵省令」という）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではありません。</p> <p>さらに、処分により収入があった場合は、その収入の全部または一部を県に納付していただくことがあります。</p>

Q5-4	1人で二つの事業を営んでいる場合、2件の申請は可能ですか？
A5-4	同一事業者からの応募は1件となります。

Q5-5	手続きはすべて電子なのでしょうか。
A5-5	原則として、電子申請システムを利用させていただきます。電子の入力が難しい等の場合は、ご連絡ください。